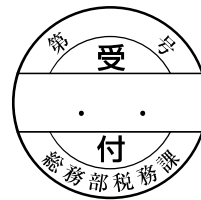


課長	補佐	係長	係員



サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

石垣市長様

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

☎ (_____)

地方税法附則第15条の8第2項の規定及び石垣市税条例附則第10条の3第4項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

家屋に関する項目	所在地	石垣市		階層	地上	階
	主体構造		屋根形状		地下	階
	用途		延床面積			m ²
	建築年月日	年 月 日 新築		課税標準額		円
				税相当額		円
登記/未登記の別	<input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 未登記	家屋番号		一棟コード		
所有者	住所		住民コード			
	氏名		備考			
必要となる添付書類	<input type="checkbox"/> 県知事発行のサービス付き高齢者向け住宅登録通知書 (写し) <input type="checkbox"/> 国からの建設費助成補助金決定通知書 (写し) <input type="checkbox"/> 入居者との賃貸借契約書 (雛形) <input type="checkbox"/> 家屋平面図					

【減額要件】
 次のすべてを満たすこと。
 ① 令和5年3月31日までに新築された貸家住宅であること。
 ② 国からサービス付き高齢者向け住宅の建設費助成を受けていること。
 ③ 沖縄県にサービス付き高齢者向け住宅として登録されていること。
 ④ 上記登録を受けた住宅の戸数が10戸以上であること。
 ⑤ 入居者との契約が、借地借家法の適用を受ける賃貸借契約であること。
 ⑥ サービス付き高齢者向け住宅の用に供する居住部分が、1棟の床面積（区分所有家屋にあっては専有部分の面積に按分された共用部分の面積を加えた面積）の2分の1以上であること
 ⑦ 1戸あたりの居住部分床面積が30m²～180m²であること。
 ※居住部分とは、居室及びエントランス、廊下、共用の浴室やトイレ、食堂など入居者が利用する部分（入居者が立ち入らない事務室等の非居住部分を除く）をいう。

【減額内容】
 1戸あたりの居住部分（120m²を超える場合は120m²）に相当する固定資産税額の3分の2を新築してから5年間減額

処理欄	調査方法	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	調査年月日	調査員	減額適用年度等	システム
	摘要		年 月 日		年度	処理者
			適用床面積			処理日
			m ²	適用前税相当額	円	
		適用後税相当額	円			